

国立民族学博物館データベース利用規則

平成16年4月6日
規則第 35号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立民族学博物館(以下「本館」という。)が管理するデータベースの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則に定めるデータベースとは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 国立民族学博物館データベース等取扱規則第2条に規定するデータベース
- (2) 本館が所蔵する民族学資料及び当該資料に関連する事項に関する情報を提供する目的で作成したデータベース

(公開の方法)

第3条 本館が管理するデータベースは、次の各号に掲げる方法により公開する。

- (1) インターネット等の館外のネットワーク等を利用して公開する方法
- (2) 国立民族学博物館コンピュータ・ネットワーク利用規則第2条に規定する、本館が設置した館内のコンピュータ・ネットワークを利用して公開する方法

(利用の制限)

第4条 前条により公開したデータベースの利用は、次の各号の一に該当する場合を除き制限を設けない。

- (1) データベース又はデータベースを構成するデータ(以下「データベース等」という。)が著作権者等との契約により利用目的又は公開範囲を制限されている場合
- (2) データベース等に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。)第5条第1号、第2号及び第4号に掲げる情報(個人情報に係る部分等)が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分
- (3) データベース等の全部又は一部を一定期間、公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号で規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間
- (4) その他館長が利用を制限する必要があると判断した場合

2 データベースは、次の各号に掲げる場合を除き、利用時間の制限を設けないものとする。

- (1) 館長が、データベース又はデータベースを公開するための機器・設備等の維持管理のため必要と認めた場合
- (2) その他館長がデータベースの公開を一時的に制限する必要があると判断した場合

(学術研究目的での利用)

第5条 前条第1項に規定する公開を制限するデータベース等のうち、学術研究の目的に限り利用が認められているものの利用については、利用を希望する者からの申請に基づき、許可を与

えるものとする。

2 前項に規定する学術研究の目的でデータベース等の利用を希望する者は、データベース利用申請書（様式第1号）により申請し、館長の承認を得るものとする。

3 館長は、前項の申請について承認を与える場合は、利用の条件を明示した利用許可書（様式第2号）により通知し、利用に必要な登録番号及びパスワードを与えるものとする。

4 前項に規定する登録番号及びパスワードの有効期間は、利用を承認した日から一年間とする。

5 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 与えられたパスワードを、第三者に知られてはならない。

(2) データベース利用申請者の記載内容に変更が生じた場合、又はパスワードを第三者に知られた場合は、速やかに館長に届け出なければならない。

(3) 利用許可証に記載された利用の条件を遵守し、違法な行為を行ってはならない。

6 館長は、利用者が利用の条件に違反した行為又は違法な行為を行ったと判断した場合は、利用の許可を取消し、又はその利用を停止することができる。

（利用に係る経費）

第6条 データベースの利用に係る経費については、別に定める。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、データベースの利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。